

NPO・ボランティアセンターをご利用ください

所 市民プラザ 間 NPO・ボランティアセンター（☎025・527・3613）

市内におけるボランティア活動やNPO活動など、市民の皆さんの自発的な活動を支援するための拠点施設です。市民活動に関する相談、ボランティア活動のコーディネート、イベントや助成金などの情報発信を行っています。

時 ○開設時間 午前10時～午後9時 ○定休日 日曜日、祝日、第3水曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始

市民活動室を利用ください

市民活動をしている皆さんの打ち合わせや情報交換をする場として、無料で利用できます。利用方法などはホームページ「ハンドシェイク」をご覧ください。

時 ○開設時間

午前8時30分～午後9時

○定休日 第3水曜日（祝

日の場合は翌

日、年末年始

詳しくは



上越市若者奨学金返還支援助成金の登録申請

問合せ…総合政策課（☎025-520-5626）

若者の大学などへの進学と卒業後の市内定住を後押しするため、30歳以下の若者を対象に、奨学金の返還額の一部を支援します。

令和7年度からの返還支援を希望する人は、7月1日⑧～9月30日⑧の間に登録申請を行ってください。

なお、令和5年度に交付対象者として登録決定されている人は申請不要です。

また、令和5年度中に対象要件を全て満たしていたが申請していない人で、令和6年度からの返還支援を希望する場合は、個別に対応しますので、総合政策課へご連絡ください。



詳しくは



対象要件	以下のいずれにも該当する人 ①市内に通算3年以上居住している人または居住していた人 ②大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年または第5学年に限る）または専修学校（専門課程に限る）の在学中に 奨学金の貸与を受け、卒業し、奨学金を返還している人 ③市内に住民登録があり、実際に居住していて、市内に定住する意思を有する人 ④助成金の交付を受ける令和7年度末（令和8年3月31日）時点の年齢が満30歳以下の人 ⑤市税を滞納していない人 ⑥公務員（会計年度任用職員を含む）として就職していない人 ⑦上越市が貸与する奨学金の返還の全部または一部を免除されていない人 ⑧暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員に関係していない人
対象の奨学金	・地方公共団体、大学などが貸与する奨学金 ・（独）日本学生支援機構が貸与する奨学金 ・その他これに類する団体が貸与する奨学金 ※有利子、無利子は問いません。教育ローンは対象外
助成金額	交付申請年度の前年度（令和7年度に助成金の交付を受ける場合は令和6年度）の奨学金返還額の3分の2。 ※1,000円未満は切り捨て、上限20万円／年（累計100万円まで） ※利子、繰上返還、滞納繰越分も対象
助成対象期間	最長60カ月（5年間分） ※29歳になる年度までの間に、上越市に住民登録があり、かつ居住しながら奨学金を返還した月が対象
提出書類	・登録申請書 ※7月1日⑧以降、市ホームページからダウンロードできます。 ・卒業（修了）証明書または卒業証書の写し ・奨学金の借入額が確認できる書類の写し（貸与機関が発行する各種証明書など） ・戸籍の附票の写し ※原本を提出
申請方法	登録申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、総合政策課へ持参または郵送で提出。 ※持参の場合は、各総合事務所、南・北出張所の窓口でも提出可能です。

熱中症を予防するために気をつけること

問合せ…健康づくり推進課（☎025-520-5711）

①炎天下、暑い場所での長時間の作業やスポーツは避けましょう。

②外出時は帽子をかぶる、日傘を差すなど、直接日光に当たらないように工夫しましょう。



③吸湿性や通気性の良い衣服を着るなど、服装を工夫しましょう。

④室内や車内では室温や湿度を小まめに確認し、扇風機やエアコンで室温・湿度を調節しましょう。

⑤薄い食塩水（水1ℓに食塩1～2g程度の割合）などで、のどが渇く前に、小まめに水分を補給しましょう。

⑥寝不足や体調が悪いときは、無理をせず、小まめに休憩をとりましょう。

詳しくは

